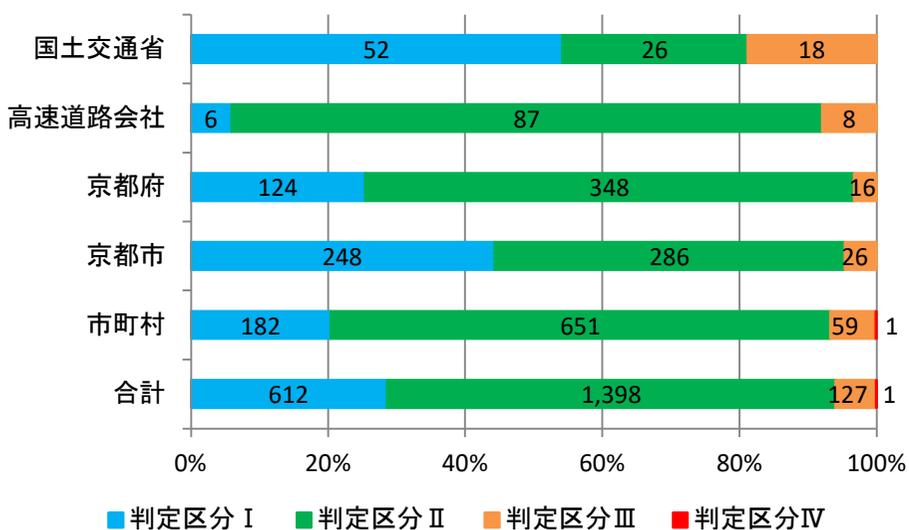


京都府内の令和元年度点検速報(橋梁)

○令和年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は1橋(0.05%)、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は127橋（5.9%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は1,398橋（65.4%）。

＜令和元年度管理者別点検速報（橋梁）＞

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				判定区分内訳(%)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
国土交通省	695	96	52	26	18	0	54.2%	27.1%	18.8%	0.0%
高速道路会社	532	101	6	87	8	0	5.9%	86.1%	7.9%	0.0%
京都府	2,273	488	124	348	16	0	25.4%	71.3%	3.3%	0.0%
京都市	2,814	560	248	286	26	0	44.3%	51.1%	4.6%	0.0%
市町村	6,955	893	182	651	59	1	20.4%	72.9%	6.6%	0.11%
合計	13,269	2,138	612	1,398	127	1	28.6%	65.4%	5.9%	0.05%



※R2.3末現在、管理施設数はR1年度末施設数。
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。
 ※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。

橋梁の判定区分の評価

判定Ⅰ：国が約5割、府・市町村は2～4割に対して、
 高速道路会社0.6割と健全度が低い。
 判定Ⅱ：高速道路会社は約9割、府・市町村は約5～7割が予防保全段階となっている。
 判定Ⅲ：国が約2割、高速道路会社・府・市町村は国より少ない割合。
 判定Ⅳ：市町村で1橋

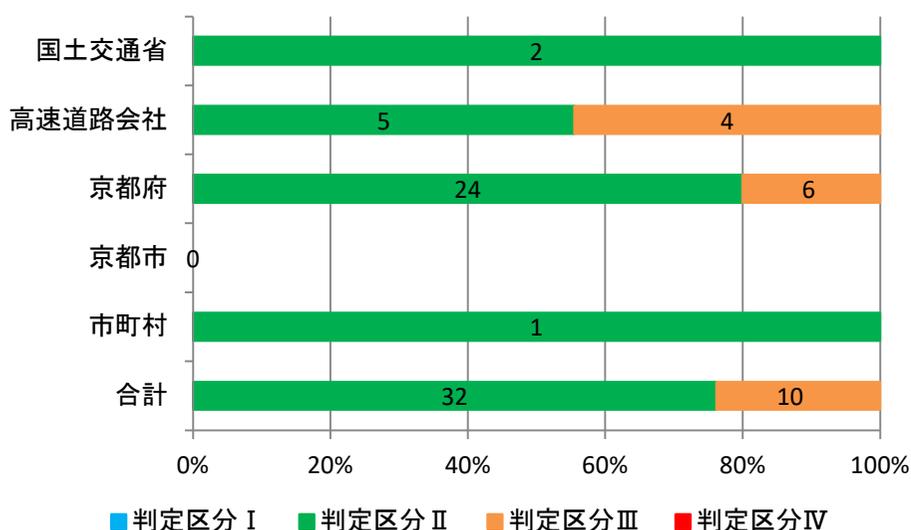
京都府内の令和元年度点検速報(トンネル)

○ 平成30年度においては、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0本（0%）で該当なく、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は10本（23.8%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は32本（76.2%）。

<令和元年度管理者別点検速報（トンネル）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	10	2	0	2	0	0
高速道路会社	41	9	0	5	4	0
京都府	87	30	0	24	6	0
京都市	21	0	0	0	0	0
市町村	24	1	0	1	0	0
合計	183	42	0	32	10	0

判定区分内訳(%)			
I	II	III	IV
0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
0.0%	55.6%	44.4%	0.0%
0.0%	80.0%	20.0%	0.0%
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
0.0%	76.2%	23.8%	0.0%



※R2.3末現在、管理施設数はR1年度末施設数。
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。
 ※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。

トンネルの判定区分の評価

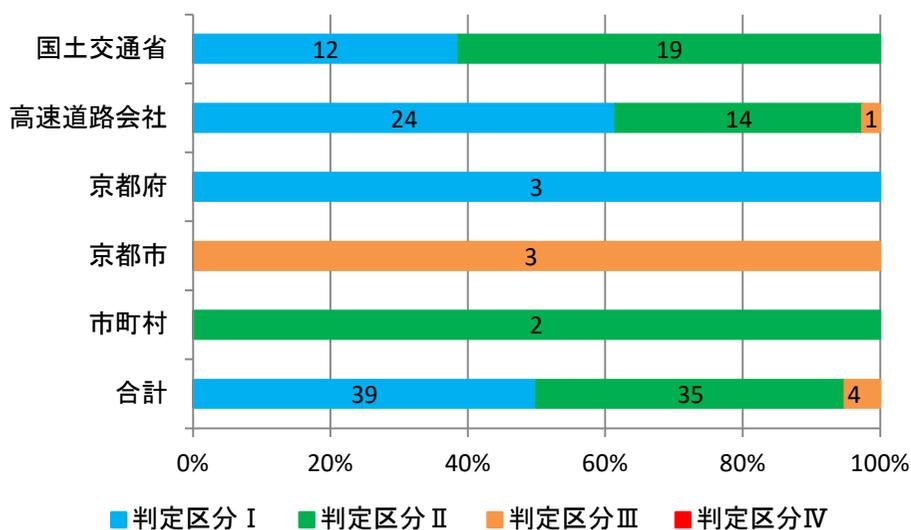
判定Ⅰ：無し。
 判定Ⅱ：国・市町村が10割、高速道路会社の約6割が、予防保全段階となっている。
 判定Ⅲ：高速道路会社の約4割、京都府の約2割が早期に講ずべき段階となっている。
 判定Ⅳ：無し。

京都府内の令和元年度点検速報(道路附属物等)

○ 平成30年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が0基（0%）で該当なく、また判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は4基（5.1%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は35基（44.9%）。

<令和元年度管理者別点検速報（道路附属物等）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				判定区分内訳(%)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
国土交通省	188	31	12	19	0	0	38.7%	61.3%	0.0%	0.0%
高速道路会社	226	39	24	14	1	0	61.5%	35.9%	2.6%	0.0%
京都府	99	3	3	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
京都市	56	3	0	0	3	0	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
市町村	12	2	0	2	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
合計	581	78	39	35	4	0	50.0%	44.9%	5.1%	0.0%



※R2.3末現在、管理施設数はR1年度末施設数。
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。
 ※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。

道路附属物等の判定区分の評価

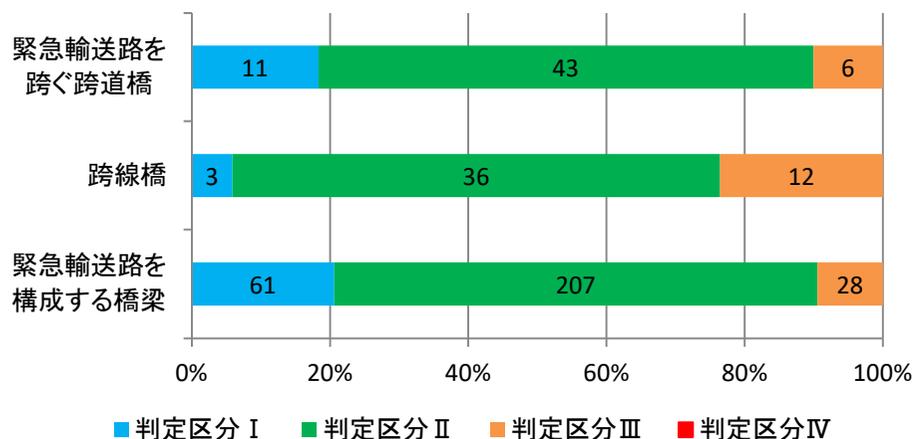
判定Ⅰ：府が10割、高速道路会社が6割程度。
 判定Ⅱ：国が6割、高速道路会社4割、市町村のすべてが予防保全段階となっている。
 判定Ⅲ：京都市の全てが、早期に講ずべき段階となっている。
 判定Ⅳ：無し。

京都府内の令和元年度点検速報(優先すべき橋梁)

○平成30年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0橋（0.0%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は46橋（11.3%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は286橋（70.3%）。

<令和元年度点検速報（優先すべき橋梁）>

道路施設	管理施設数	点検実施数	判定区分				判定区分内訳(%)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
緊急輸送路を跨ぐ跨道橋	235	60	11	43	6	0	18.3%	71.7%	10.0%	0.0%
跨線橋	186	51	3	36	12	0	5.9%	70.6%	23.5%	0.0%
緊急輸送路を構成する橋梁	1,973	296	61	207	28	0	20.6%	69.9%	9.5%	0.0%
合計	2,394	407	75	286	46	0	18.4%	70.3%	11.3%	0.0%



※R2.3末現在、管理施設数はR1年度末施設数。
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。
 ※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。

優先すべき橋梁の判定区分の評価

- 判定Ⅰ：緊急輸送路を跨ぐ跨道橋が2割、跨線橋が0.6割、緊急輸送を構成する橋梁が2割程度。
- 判定Ⅱ：緊急輸送路を跨ぐ跨道橋・跨線橋・緊急輸送を構成する橋梁共に7割程度。
- 判定Ⅲ：緊急輸送路を跨ぐ跨道橋・緊急輸送を構成する橋梁が1割程度、跨線橋が2割程度。
- 判定Ⅳ：無し。